

別記様式

徳島家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月 日

農場【 年 月 日～ 年 月 日分報告】

	内 容	備 考
飼養羽数	羽	
死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし (いずれかに○)	(「あり」の場合は、その態様)

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての異常、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は、月曜日から日曜日までの死亡羽数をとりまとめ、必ず直後の水曜日までに最寄りの家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は、備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は、月曜日時点での羽数を記載すること。なお、週の途中で入雛^{すう}があった時は、入雛時の羽数を記入すること。

報告者氏名 _____
 報告者連絡先 電話 _____
 ファクシミリ _____
 電子メール _____
 農場所在地 _____

※ なお、この報告書とは関係なく、死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。

別紙

報告の提出先
各家畜保健衛生所電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び提出場所

家畜保健衛生所名	電子メールアドレス	ファクシミリ	提出場所
徳島家畜保健衛生所	tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.jp	088-631-8938	〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94
徳島家畜保健衛生所 阿南支所	tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.jp	0884-22-2225	〒774-0013 阿南市日開野町谷田483-3
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎	seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp	0883-24-1937	〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚字向麻山北 136-3
西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎	seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp	0883-82-4843	〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1